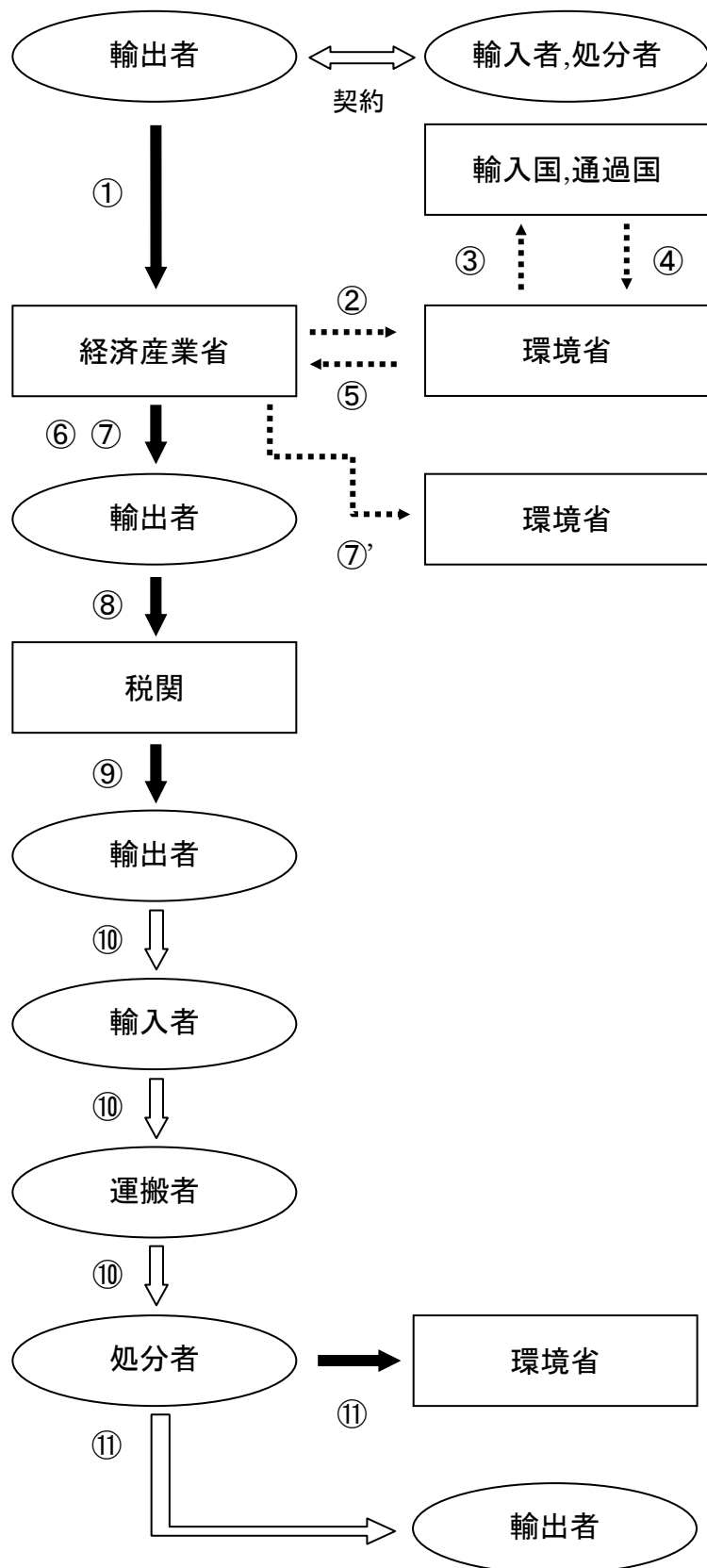


輸出するときの手続きの流れ



【輸出手続の流れ】

- ① 外為法に基づく輸出申請
- ② 申請書類写し送付
- ③ 相手国へ通告
- ④ 回答の受領
- ⑤ 回答の送付
- ⑥ 外為法に基づく輸出承認
- ⑦ 輸出移動書類の交付
- ⑦' 輸出移動書類写しの送付
- ⑧ 関税法に基づく輸出申告
- ⑨ 関税法に基づく輸出許可
- ⑩ 引渡し及び移動書類携帯の義務
- ⑪ 処分完了の通知等

- ⇄ 企業間のやり取り
- ➡ 企業と政府のやり取り
- ⋯ 政府間のやり取り

※税関で有害廃棄物でないことを主張する場合、有害性がないことを立証する必要があります。